

令和3年度業務管理体制の整備に関する一般検査結果について

1. 検査対象事業者数

県所管事業者数は R3.4.1 現在

種 別	検査事業者数	県所管事業者数
営利法人	64	211
社会福祉法人	11	133
医療法人	7	78
特定非営利活動法人	3	16
その他	18	36
計	103	474

2. 検査方法

事業者から提出された自己点検報告書及び資料に基づき、業務管理体制の整備・運用状況を書面確認（必要に応じて聴取）

3. 検査結果の内容

内 容	事業者数
体制整備が良好と認められる	34
改善を要する事項が認められる	69
改善事項の内訳（複数該当する事業所があるので合計が69を超えます）	
ア）法令遵守方針の未作成	32
イ）法令遵守方針の職員への未周知又は周知不足	43
ウ）法令遵守責任者の職員への未周知又は周知不足	29
エ）法令遵守責任者の役割及び業務内容の定めなし	11
オ）法令遵守責任者の役割等の職員への未周知又は周知不足	41
カ）法令等遵守に関する研修の未実施又は外部研修への未参加	0
キ）法令等遵守の取組状況に関する評価・改善活動の未実施又は不十分	51
合 計	103

4. 改善を要する事項が認められる事業者への措置

「長崎県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、改善報告書を徴収

5 . 検査結果を踏まえた確認事項

事業所数 20 未満の事業者についても、「法令遵守方針」を作成する。

指定・許可の事業所・施設数の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	業務が法令に適合することを確保するための規程(=「法令遵守規程」)の整備	業務執行の状況の監査を定期的の実施
1～19	必要	-	-
20～99	必要	必要	-
100～	必要	必要	必要

事業所・施設数は、同一の事業所が訪問介護事業所と介護予防訪問介護事業所としての指定を受けている場合には、指定を受けている事業所の数は2として数えること。

事業所・施設数は、みなし事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションであって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まない。

「法令遵守責任者」及びその役割の役職員への周知

「法令等遵守の取組状況に関する評価」の実施

県は、事業者の業務管理体制に関して、その「プロセス・チェック」に重点を置いて検証を行わなければならない。

プロセス・チェックとは、

方針の策定 内部規程・組織体制の整備 評価・改善活動
の一連の過程が適切に行われ、これが有効に機能しているかを確認すること。

第1号様式(第2条・第4条関係)

受付番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4
(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出

年 月 日

長崎県知事 様

事業者 名 称
代表者 氏 名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者(法人)番号 A									
1	届出の内容										
	(1)法第115条の32第2項関係(整備)										
(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)											
2	フリカナ										
	名 称										
	住 所 (〒)										
	(主たる事務所の所在地)										
	(都道府県 市区)										
業	連絡先										
	電話番号										
	FAX番号										
	法人の種別										
	代表者の職名・氏名・生年月日										
者	フリカナ										
	氏 名										
	生年月日										
	年 月 日										
	(〒)										
代表者の住所											
(都道府県 市区)											
(ビルの名称等)											
3	事業所名称等及び所在地										
	事業所名称 指定(許可)年月日 介護保険事業所番号(医療機関等コード) 所在地										
計 力所											
4	介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項										
	第2号 法令遵守責任者の氏名(フリカナ) 生年月日										
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要										
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要											
5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課										
	事業者(法人)番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課										
区分変更日											
年 月 日											
連絡先	所属										
	フリカナ										
氏名											
メールアドレス											
電話番号											

(日本工業規格A列4番)

記入要領

1 共通事項

- (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて関係行政機関に届け出ること。
- (2) 受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないこと。
- (3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- (4) 「1 届出の内容」

新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、(1)法第115条の32第2項関係の（整備）に をつけること。

届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第115条の32第4項関係の（区分の変更）に を付けること。

なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県
全ての事業所等が長崎県内に所在する事業者（ を除く）	県
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村

- (5) 「連絡先」
届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項(整備)関係】

- (1) 「2 事業者」の「法人の種別」には、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入すること。
- (2) 「3 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可)

- (3) 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」

事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に を付けること。

第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入すること。
第3号及び第4号を届け出る場合は、別添資料の添付により行うこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可)

- 第2号 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

事業所数等に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号			
第3号	x		
第4号	x	x	

- (4) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項（区分の変更）関係】

- (1) 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。
- (2) 区分変更前行政機関への届出
「1 届出の内容」の「(2)法第115条の32第4項関係」の他「5 区分変更」に記入すること。
- (3) 区分変更後行政機関への届出
「1 届出の内容」「2 事業者」「3 事業所名称等及び所在地」「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入すること。
なお、届出先区分の変更に合わせて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。
- (4) 「5 区分変更」欄
「事業者（法人）番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。
「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。（既存資料の写し及び両面印刷可）
「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。

3 事業所名称等及び所在地 別紙

事業者名称

事業所等の合計 カ所

事業所名称	指定(許可) 年月日	介護保険事業者番号 (医療機関等コード)	所在地	サービスの種類

第2号様式(第3条関係)

受付番号	
------	--

介護保険法第115条の32第3項に基づく
業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)

年 月 日

長崎県知事 様

事業者 名 称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号	A																			
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

変更があった事項	
1 法人の種別、名称(フリガナ)	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4 代表者の住所、職名
5 事業所名称等及び所在地	
6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日	
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 業務執行の状況の監査の方法の概要	

変更の内容
(変更前)
(変更後)

連絡先	所属		メールアドレス		電話番号	
	フリガナ					
	氏名					

(日本工業規格A列4番)

記入要領

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、主たる事業所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当項目番号に を付け、「変更の内容」に具体的に記入すること。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。
(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 4 「5 事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービスを除いた事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。
この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入すること。
書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合(組織の変更、規程の追加等)に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 6 届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出に係る連絡先を記入すること。